

議案第7号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年8月9日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

高等学校の適正な運営を図るため、収容定員を改める。

2 規則案の概要

- (1) 青谷高等学校において、令和5年度に総合学科3学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (2) 岩美高等学校において、令和5年度に普通学科普通科3学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (3) 鳥取中央育英高等学校において、令和5年度に普通学科普通科4学級であったものを1学級減としたことにより、収容定員を改めたこと。
- (4) 米子南高等学校において、商業学科ビジネス情報科及び家庭学科生活文化科を、商業学科ITビジネス科及び家庭学科生活創造科に学科名を変更したことにより、収容定員を改めたこと。

3 規則案の概要

- (1) 高等学校の学科及び収容定員を次のとおり改める。

名称	課程名	学科名		収容定員	
				現行	改正後
青谷高等学校	全日制課程	総合学科		304人	266人
岩美高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	304人	266人
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	440人	400人
米子南高等学校	全日制課程	商業学科	ビジネス情報科	342人	228人
			ITビジネス科	—	114人
		家庭学科	生活文化科	114人	76人
			生活創造科	—	38人

- (2) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
1 高等学校							1 高等学校						
名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在 地	名称	課程名	学科名		修業 年限	収容 定員	所在 地
略							略						
青谷高 等学校	全日制 課程	総合学科		3年	<u>266人</u>	略	青谷高 等学校	全日制 課程	総合学科		3年	<u>304人</u>	略
岩美高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>266人</u>	略	岩美高 等学校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>304人</u>	略
略							略						
鳥取中 央育英 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>400人</u>	略	鳥取中 央育英 高等学 校	全日制 課程	普通学 科	普通科	3年	<u>440人</u>	略
略							略						
米子南 高等学 校	全日制 課程	商業学 科	ビジネ ス情報 科	3年	<u>228人</u>	略	米子南 高等学 校	全日制 課程	商業学 科	ビジネ ス情報 科	3年	<u>342人</u>	略
			I T ビ ジネス 科	3年	114人								
		家庭学 科	生活文 化科	3年	<u>76人</u>				家庭学 科	生活文 化科	3年	<u>114人</u>	
略							略						
2 略							2 略						

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。